

1. 健康増進計画及び食育推進計画について

健康増進計画における市町村計画は、健康増進法（第8条第2項）で作成が努力義務とされており、市民の健康の増進を推進するために、健康増進施策に関する基本的な方針や重要事項を示すもの。

また、食育推進計画における市町村計画は、食育基本法（第18条第1項）で作成が努力義務とされており、市民の食育を推進するために、食育推進施策に関する基本的な方針や重要事項を示すもの。

策定にあたっては、社会情勢の変化等を踏まえつつ、市民の健康寿命の延伸や、生活習慣病などの疾患予防の「健康」だけでなく、市民が身体的・精神的・社会的・持続的に良好な状態（ウェルビーイング）を実感できる地域の実現を目指します。

市民の健康状況や食生活に関する既存のデータ、市民調査、関係団体のヒアリング等から、課題を把握し、その解決を図るための取り組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進するため、国の基本方針及び大阪府健康増進計画、食育推進計画を勘案し、第4次計画の期間は、2025年度（令和7年度）から2036年度（令和18年度）までとする。

また、和泉市健康増進計画（健康都市いずみ21計画）と食育推進計画を一体的に評価・策定を図るものとする。

2. 健康都市いずみ21・食育推進計画策定にかかる協議の場

計画策定にあたっては、市付属機関である「和泉市健康増進計画・食育推進計画検討委員会」にて審議する。和泉市健康増進計画・食育推進計画検討委員会は、学識経験者、関係団体の代表者、公募による市民で構成する。

また、ウェルビーイングに関する会議での意見も参考にしていく。

健康づくり推進の進捗管理については、「和泉市健康づくり推進市民会議」で、食育推進の進捗管理については、「和泉市食育推進連絡会議」で実施し、**「合同会議（案）」にて第4計画の推進に関する活動状況の報告、成果・課題の共有を行う。**

また、健康増進施策を部署横断的に推進するため、庁内関係16課室（広報・協働推進室、総務管財室、人権・男女参画室、保険年金室、くらしサポート課、産業振興室、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、子育て支援室、健康づくり推進室、学校園管理室、学校教育室、こども未来室、生涯学習推進室）で構成する協議体「健康都市いずみ21計画庁内連絡会議」を開催し検討を進めていく。

さらに、食育推進施策を部署横断的に推進するため、庁内関係6課（産業振興室農林担当、学校園管理室保健給食担当、学校教育室教育指導担当、こども未来室幼保育成担当、高齢介護室高齢支援担当、健康づくり推進室健康増進担当）で構成する協議体「和泉市食育推進連絡会議専門部会」を開催し検討を進めていく。

3. 健康都市いずみ 21・食育推進計画策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 健康づくり推進施策・食育推進施策について関係団体・部署横断の共通の方向性（基本理念・目標・スローガン）をもち、計画全体の基本目標に応じて健康分野や基本目標ごとに取組内容の整理をおこなう。横ぐし
- (2) 国の「健康日本21計画」「食育基本計画」及び府の「健康増進計画」「食育推進計画」を踏まえつつ、和泉市の課題を整理し目標を設定する。また、健康分野や基本目標ごとに施策の方向性を明記し業績目標（アウトプット）・成果目標（アウトカム）を位置付ける。また、ライフステージ別の取り組みや、役割別（市民、地域・団体、市）の取り組みについて明記する。
- (3) 成果目標を達成するため、各部署の具体的な取組みを明記する（いつまでに何をするか）。アクションプラン
その中で、地域・団体を支える市の取り組みについて、明記する。縦ぐし
- (4) 成果目標に対する進行管理を「和泉市健康づくり推進市民会議」や「食育推進連絡会議」で行うことにより、PDCA サイクルの実効性を確保する。

4. 健康都市いずみ 21 計画および食育推進計画の関係性

